

深夜乗合タクシーの運行について

(株式会社桔梗ハイヤー)

1 経過

- (1) 平成16年(2004年)12月
旧道路運送法の特例許可により運行開始
- (2) 平成20年(2008年)10月
七飯町地域公共交通活性化協議会(平成20年3月設置)において継続運行を承認
- (3) 平成29年(2017年)3月
七飯町地域公共交通会議(平成29年2月)において経路変更を承認
- (4) 平成31年(2019年)3月
七飯町地域公共交通会議において運行本数変更を承認
- (5) 令和4年(2022年)2月
コロナ禍による利用激減のため、函館運輸支局へ一般乗合旅客自動車運送事業運行計画変更届出書(運行本数の減、平日10便・休日6便→全日2便)を提出
- (6) 令和4年(2022年)6月
需要の一部回復のため、函館運輸支局へ一般乗合旅客自動車運送事業運行計画変更届出書(運行本数の増、全日2便→平日6便・休日2便)を提出

2 協議概要

本件は、平成16年12月から一般の乗合バスが終了した午後9時以降にタクシー車両を利用して函館市内から七飯方面に運行している乗合タクシーである。

運行態様は区域運行に分類され、道路運送法に基づく運行の許可に当たっては、路線定期運行との整合性を図る必要があり、法に基づく協議会において協議が調っていることが前提とされている。

町では、上記経過のとおり、過去に設置していた法に基づく協議会において協議が調ってきたことから、現在の乗合タクシーが運行されているところである。

この度、乗合タクシーを実施している株式会社桔梗ハイヤーから、運行内容を一部変更したいとの申出があり、町内の区域における変更(運行地区の一部廃止、料金の変更)が含まれていることから、本協議会において協議を行うものである。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて利用者数が減少していることから、令和4年2月及び6月の函館運輸支局への届出により一時的に減便及び運行時間短縮を行っていた運行内容について、一部運行間隔を調整しつつ、深夜運行便を再開するとともに、運行区域のうち、利用の少ない桜町、上藤城及び飯田町のE地区と、藤城及び峠下のF地区について廃止する。

また、運賃について、運行開始当初は1台当たり4人程度の乗合率を見込み、当該区間走行に係る通常のタクシー運賃を4人で除した金額を基に定めていたが、これまでの実績では

平均乗合率が約3人と当初の見込みを下回っており、かつ、近年の原油価格高騰等の影響も重なり、現行運賃の維持が困難であることから、運賃の改定を行う。

3 運行概要

(1) 運行車両【変更無し】

ジャンボタクシー1台（9人乗り）、タクシー26台

※運行車両はタクシー事業と併用

(2) 運行本数

ア 月曜日から土曜日まで

【変更前】

便／バス停	函館駅前	松風町	中央病院	五稜郭
1便	21:10	21:12	21:18	21:20
2便	21:40	21:42	21:48	21:50
3便	22:10	22:12	22:18	22:20
4便	22:40	22:42	22:48	22:50
5便	23:10	23:12	23:18	23:20
6便	23:40	23:42	23:48	23:50

【変更後】

便／バス停	函館駅前	松風町	中央病院	五稜郭
1便	21:10	21:12	21:18	21:20
2便	22:10	22:12	22:18	22:20
3便	23:10	23:12	23:18	23:20
4便	0:10	0:12	0:18	0:20
5便	1:10	1:12	1:18	1:20

イ 日曜日及び祝祭日

【変更前】

便／バス停	函館駅前	松風町	中央病院	五稜郭
1便	21:10	21:12	21:18	21:20
2便	21:40	21:42	21:48	21:50

【変更後】

便／バス停	函館駅前	松風町	中央病院	五稜郭
1便	21:10	21:12	21:18	21:20
2便	22:10	22:12	22:18	22:20
3便	23:10	23:12	23:18	23:20

(3) 運休日

【変更前】12月31日のみ

【変更後】12月31日、1月1日

(4) 運行地区及び料金（乳児は無料）

（単位：円）

【変更前】

地区	区域	大人	子ども
A	函館市 北美原、石川、桔梗	700	500
B	大川、中野	800	600
C	七飯 大中山、中島	900	700
D	飯町 本町、緑町、鳴川	1,000	800
E	町 桜町、上藤城、飯田町	1,100	900
F	藤城、峠下	1,200	1,000

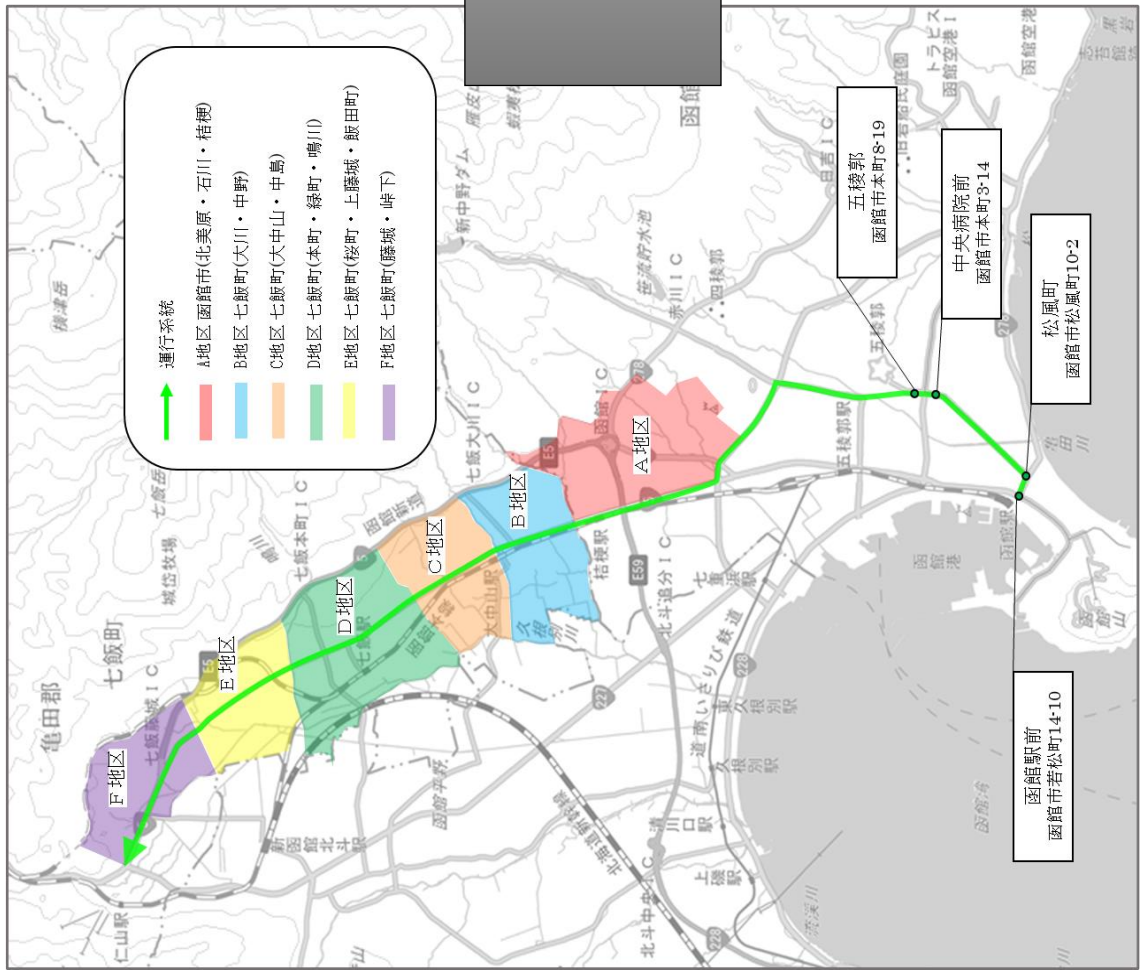
【変更後】

地区	区域	大人
A	函館市 北美原、石川、桔梗	1,000
B	七飯 大川、中野	1,200
C	飯町 大中山、中島	1,400
D	町 本町、緑町、鳴川	1,600

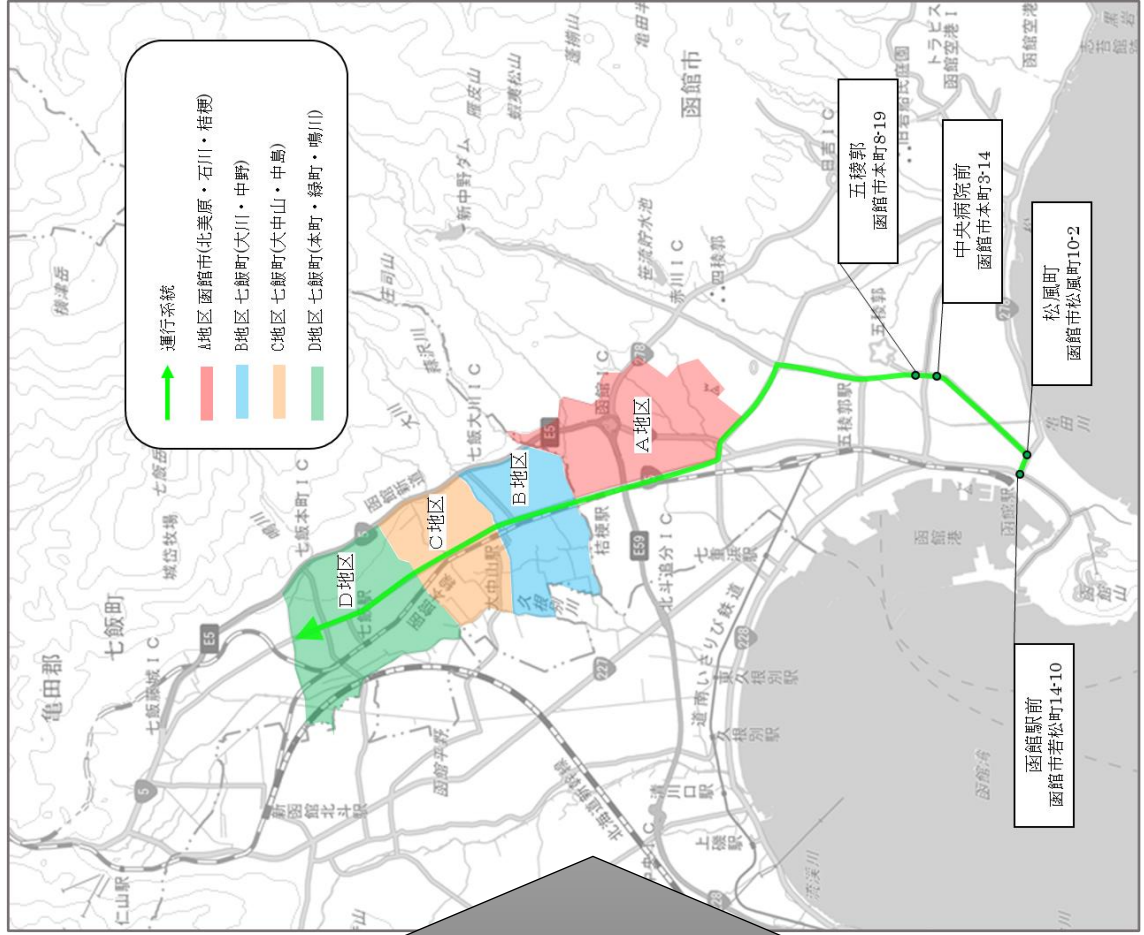
【E・F地区を廃止】

(5) 運行系統図

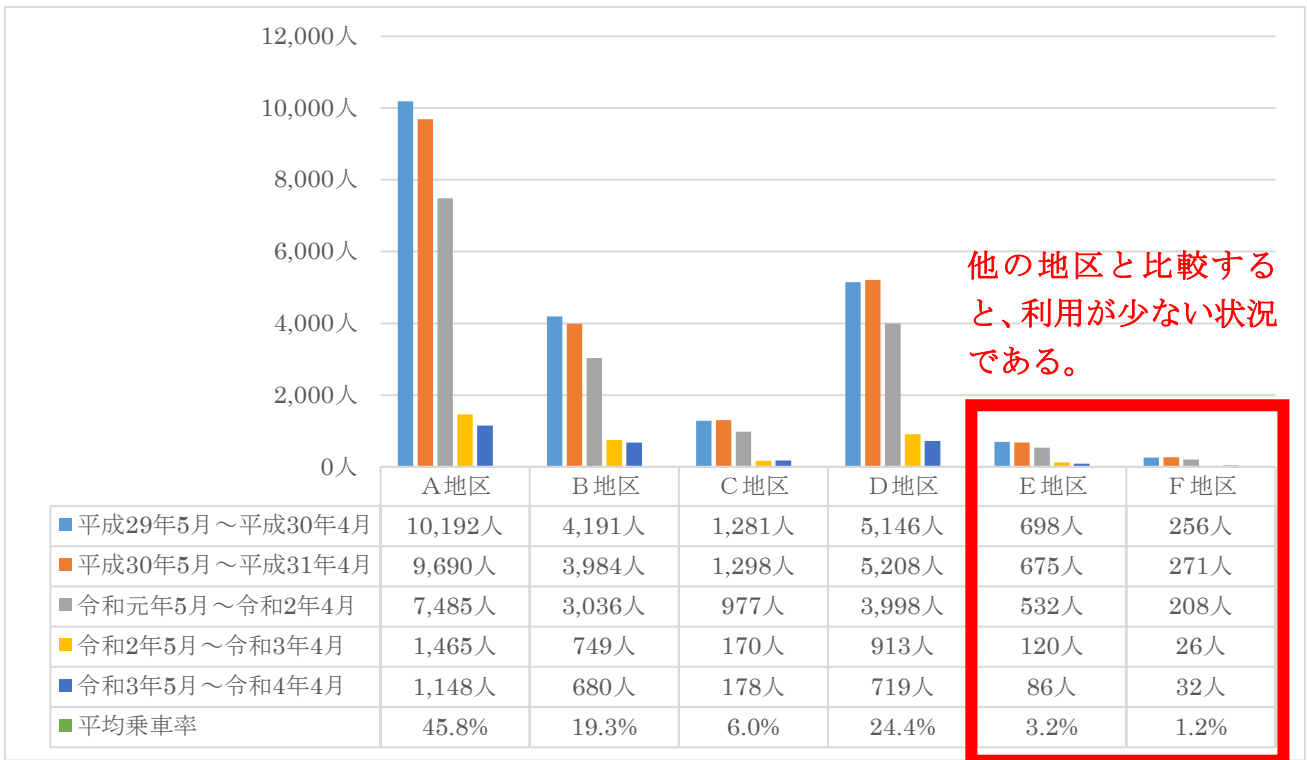
【変更前】



【変更後】



○参考1 地区別利用者数実績



○参考2 1台当たりの平均乗合率実績

年月	利用人数 (人)	台数 (台)	1台当たり人数 (人/台)
平成29年5月～平成30年4月	21,764	6,833	3.2
平成30年5月～平成31年4月	21,126	6,317	3.3
令和元年5月～令和2年4月	16,236	4,811	3.4
令和2年5月～令和3年4月	3,443	1,854	1.9
令和3年5月～令和4年4月	2,843	1,482	1.9
合計	65,412	21,297	3.1

当初見込んでいた1台当たり4人程度の乗合率を下回っていることから、現行運賃の維持が困難である。

5 承認条件

- (1) 当該事業に係る運行時間帯については、一般乗合バスが運行していない夜間の時間帯に限ることとし、変更を要する場合は、事前に本協議会で協議を行うこと。
- (2) 当該事業に使用する車両については、タクシー事業と併用を認める。

6 関係法令（抜粋）

○道路運送法

第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準】

（平成13年12月26日付け 北海道運輸局公示第44号(平成28年12月20日一部改正)）

1 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

（1）運行の態様の定義

①, ② 略

③ 区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

（2）事業の適切性

①, ② 略

③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。